

令和 7 年度 下田市競争力強化販路拡大支援業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度 下田市競争力強化販路拡大支援業務

2 業務目的

市内事業者の販路拡大に係るノウハウの蓄積やきっかけを提供することにより、販路拡大に取り組む機運を醸成し、経営基盤や競争力の強化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日翌日から令和 8 年 3 月 19 日まで

4 業務内容

(1) 参加事業者の募集・選定

① 参加対象者及び定員目安

有形の商品を持つ市内事業者 2 者以上

② 募集方法

市内事業者に対し事業説明会を実施し、参加事業者を募集する。

- ・実施回数＝1 回以上
- ・事業説明会では、単に事業の説明をするだけでなく、市内事業者の参加意欲が高まるよう工夫すること。
- ・インターネットや SNS、紙媒体等で効果的に周知広告を行うこと。
- ・説明会運営に係る会場、調整、運営等は受注者が行うこと。
- ・参加事業者の募集に関して市内経済団体や金融機関との連携を図ること。

③ 事業者の選定

本事業に参加を希望する事業者の選定に係る審査（1 次：書類選考、2 次：面接）を実施し、発注者に選定案を提示する。※選定案をもとに発注者が参加事業者を決定する。

- ・事業者の選定に関し、エントリーシートを作成の上、書類選考を行うとともに、一次審査通過者に対し面接を行い、選定案を作成すること。
※面接はオンラインでの実施も可とする。
- ・選考の結果、対象外となった事業者に対し、受注者が選考結果を事業者に連絡すること。

(2) 参加事業者への個別ヒアリング・自社製品の分析

各参加事業者の状況（現状と課題、今後の展望、強み等）についてヒアリングを行い、参加事業者の評価・分析シートを作成すること。

(3) ブラッシュアップ支援

- ① ヒアリング結果等を踏まえ、販売・営業戦略を策定する。

- ② 以下のブラッシュアップ支援メニューのうち、原則として参加事業者毎に（i）を実施すること。ただし、（i）を実施するのが適当でない場合は、（ii）の中から1つ選定し、実施すること。

【ブラッシュアップ支援メニュー】

- （i）商品のパッケージの改良（参加事業者毎に1商品を基本とする）
（ii）名刺、看板、のぼり旗、ロゴマーク、リーフレット、チラシ、ポスター、その他受注者が必要と認める品目のデザイン支援

(4) 商談対策セミナーの実施

商談において必要となる知識を高めるセミナーを実施すること。

① 内容

最新の販路関係者情報、自社分析、提案書の作成方法等、商談の成立可能性が向上することを目的としたセミナーとする。

② 実施回数・方法

実施回数は1回以上とし、対面形式を原則とする。

(5) 個別商談会の実施

① 実施回数

参加事業者毎に販路関係者2者以上との商談を1回以上実施すること。

② 条件等

- ・ヒアリング内容等を踏まえ、以下の要件を満たす最適な販路関係者を招聘すること。
 - i 多様な販売チャンネルをもち、仕入れ販売に決定権をもつ人材
 - ii 本事業の主旨を踏まえ、事業者に対して商品改良、課題解決等のアドバイスができ、事業後も継続して関係性が持てる見込みのある人材
- ・商談を行う商品については、原則として参加事業者毎に1商品とする。
- ・事前に販路関係者の商品ニーズ等を確認し、事業者に情報を還元のもと、より精度の高い商談会をセッティングすること。

③ 成果報告・参加事業者へのフィードバック

商談会で得られた定量的及び定質的な成果について報告書を事業者毎に作成すること。また、更なる販路拡大に繋げられるように事業者へ助言を行うこと。

(6) 受注者による商談の代行

参加事業者と策定した販売・営業戦略に基づき、事業者に代わり直接販路関係者へ営業を実施すること。

① 実施回数

参加事業者毎に販路関係者1者以上との商談を1回以上実施すること。

② 条件等

- ・商談先はヒアリング内容等を踏まえ、以下の要件を満たす最適な販路関係者とする。こと。
 - i 多様な販売チャンネルをもち、仕入れ販売に決定権をもつ人材

- ii 本事業の主旨を踏まえ、事業者に対して商品改良、課題解決等のアドバイスができ、事業後も継続して関係性が持てる見込みのある人材
- ・代行で商談する商品については、原則として参加事業者毎に 1 商品とする。
- ③ 成果報告・参加事業者へのフィードバック
商談会で得られた定量的及び定質的な成果について報告書を事業者毎に作成すること。また、更なる販路拡大に繋げられるように事業者へ助言を行うこと。

(7) アフターフォロー及び報告書の作成

- ① アフターフォロー
(2)～(6)に掲げた支援メニュー終了後、事業者の求めに応じて販路拡大に繋げられるようにアドバイス、助言を行うこと。
・参加事業者のアフターフォローに関して市内経済団体や金融機関との連携を図ること。
- ② 報告書の作成
本事業の経過や成果をまとめた報告書を作成し、提出すること。

5 業務実施に当たっての補足事項

- (1) 原則としてすべての参加事業者に対して、同じ支援メニューを同時期に提供すること。
- (2) 収集したデータに係る個人情報については、厳重な管理を行うこと。

6 成果品

(1) 成果品及び提出部数

- | | |
|-----------------|-----|
| ① 完了届（下田市規程の様式） | 1 部 |
| ② 報告書 | 1 部 |
| ③ 報告書の電子データ | 1 部 |

(2) 成果品納入場所

下田市河内 101 番地の 1 下田市産業振興課

7 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、参加者の事業構想等に係る秘密が保持されるよう、適切な措置を講じるものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。